

減免対象簡易フロー

① コロナウイルスが原因で収入が減少し、国保税の支払いが困難



② コロナウイルスで世帯主が死亡・重篤な傷病を負った

③ 非自発的失業等により特例対象被保険者になっていない
※特例対象被保険者がいる場合、別途算出



④ 世帯主の事業収入・不動産収入・山林収入・給与収入のいずれかが、令和元年と比べて30%以上減少する見込み



⑤ 世帯主の令和元年の分離課税などを含む合計所得が1,000万円以下



⑥ 「30%以上減少が見込まれる収入に係る令和元年中の所得」を除く令和元年中の世帯主の所得が400万円以下



⑦ 「30%以上減少が見込まれる収入に係る令和元年中の所得」の合計額が0円以下ではない



減免可能
※台風19号災害による減免を受けている場合、いずれか有利な方